

報告事項—エ 広島市受援計画の策定について

1 策定理由

平成 26 年 6 月災害対策基本法改正、平成 29 年 3 月「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」内閣府（防災）通知などを受け、受援に必要な本市の体制を整備するため、「広島市受援計画」を策定する。

2 位置づけ

受援計画は、「広島市地域防災計画」に記述している受援に関する方針的事項の下位計画として位置づける。

3 概要

(1) 人的・物的受援を受ける場合の基準と市災害対策本部受援班の設置

人的受援は、本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し出勤できない等で、本市の職員のみでは不足する場合に受ける。

物的受援は、物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量、品目、内容が不足又は不十分な場合に受ける。

市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）が、人的・物的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。

また、市民局長、健康福祉局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が人的受援を受けることを決定し、市長（災害対策本部事務局統制・検討班）に報告した場合にも、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。

(2) 受援調整の担当部署

一部の技術・技能系職員の人的受援及び災害ボランティアの人的受援を除き、人的受援の調整は、市災害対策本部事務局受援班で行う。

一部の技術・技能系職員の人的受援の調整は、健康福祉局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が、災害ボランティアの人的受援調整は、市民局長が行い、市災害対策本部事務局受援班は人的受援に関する情報を把握・総括する。

物的受援の受援調整は、すべて市災害対策本部事務局受援班で行う。